

○松阪市耐震シェルター設置事業補助金交付要綱

令和6年10月3日告示第297号

松阪市耐震シェルター設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、耐震シェルターを設置する者に対して、当該シェルターの設置に要する経費の一部を補助することにより、地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守り、安全確保の促進を図ることを目的とし、予算の範囲内において補助金を交付することについて松阪市補助金等交付規則（平成17年松阪市規則第63号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅 次のいずれかにあてはまる木造住宅で、戸建住宅をいう。

ア 昭和56年5月31日以前に完成（着工を含む。）しているもので階数が3階以下のもの。

イ 延べ床面積の過半の部分が、居住の用に供されているもの。

ウ 在来軸組構法、伝統的構法、枠組壁工法により建築されたもの。（丸太組工法により建築されたものを除く。）

エ 大臣等の特別な認定を得た工法（プレハブ工法）などにより建築されたものでないもの。

(2) 耐震シェルター 住宅が倒壊した場合でも居住者の生命の安全を守るために住宅内に設置する構造物（耐震ベッド含む）で、市長が当該機能を有すると認めたものをいう。

(3) 設置個所 1階部分に限り、壁（建具含む）で区切られている範囲を1か所とする。

(補助対象経費)

第3条 松阪市耐震シェルター設置事業補助金（以下「補助金」という。）の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次条に規定する補助金の交付対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）に耐震シェルターを設置する場合における購入及び設置に係る経費（補助対象住宅1軒につき、1か所に要する経費に限る。）とし、リフォーム工事費、バリアフリー工事費その他耐震補強工事費で当該事業に直結しない経費については、補助対象外とする。

(補助対象住宅)

第4条 補助対象住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 昭和56年5月31日以前に本市の区域内に建築された旧基準木造住宅で、階数が3以下のもの

(2) この要綱に基づく補助金の交付を受けていない住宅

(3) 松阪市木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱（平成17年松阪市告示第311

号)に基づく補助金の交付を受けていない住宅

(4) 個人が所有している住宅

(補助対象の要件)

第5条 補助金の交付対象となる者は、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 前条の補助対象住宅に現に居住又は当該年度内に居住予定の個人であること。

(2) 居住している者が、家屋所有者（死亡している場合はその法定相続人）の3親等以内の者であること。

(交付額)

第6条 補助金は、補助対象経費の2分の1に相当する額と100万円のいずれか少ない額とする。この場合において、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、松阪市耐震シェルター設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 耐震シェルターの設置に要する経費の見積書等の写し

(2) 家屋所有権が確認できる書類（当該年度固定資産税納税通知書や登記簿謄本全部事項証明書の写し等）

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の交付申請を受けた場合は、その内容を審査し、必要な場合は現地調査を行い、交付が適当と認めるときは、松阪市耐震シェルター設置事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定をする場合において、補助金交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(変更交付申請)

第9条 補助金の交付決定後に交付申請の内容を変更（軽微な変更を除く。）又は取り下げるときは、松阪市耐震シェルター設置事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に、変更内容及び変更理由を確認することができる書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更交付申請を受けた場合は、速やかに審査し、松阪市耐震シェルター設置事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助事業が完了した日から30日を経過する日又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに、松阪市耐震シェルター設置事業補助金実績報告書（様式第5号）に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 工事契約書（又は注文請書）及び領収書の写し

(2) 耐震シェルターの設置前、設置中、設置後の状況を示す写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、必要な場合は現地調査を行い、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、松阪市耐震シェルター設置事業補助金額確定通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第12条 前条の確定通知を受けた者は、当該確定通知を受けた日から起算して10日以内に松阪市耐震シェルター設置事業補助金請求書（様式第7号）により市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の請求に基づき補助金を交付するものとする。

3 補助対象者が補助金の請求及び受領について、耐震シェルター設置事業を実施した事業者（以下「設置事業者」という。）に委任する場合は、松阪市耐震シェルター設置事業補助金請求書に、代理請求及び代理受領委任状（様式第8号）を添付しなければならない。この場合において、第1項中「前条の確定通知を受けた者は」とあるのは、「委任を受けた設置事業者は」と読み替えるものとし、市長は適切な請求を受けた場合は委任を受けた設置事業者に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、取消しの決定の日から期限を定めてその返還を命じるものとする。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 補助金をその目的外の用途に使用したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(5) 事業の遂行にあたり、法令上の問題があると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の取消しを行ったときは、その旨を松阪市耐震シェルター設置事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により補助対象者に通知するものとする。

(書類の整備等)

第14条 補助対象者は、この補助事業に係る関係書類を、当該補助事業の属する日の会計年度の翌年から5年間保管しなければならない。

(耐震シェルターの維持管理)

第15条 この補助金を受けて設置した耐震シェルターは、補助対象者の責任において適正に管理しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に基づく補助金の終期は、特別な事情がない限り令和9年3月31日と

する。

2 前項に規定する終期が到来したときは、市は補助金について再検討し、継続又は廃止を決定するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和7年3月27日告示第117号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（宛先）松阪市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

松阪市耐震シェルター設置事業補助金交付申請書

松阪市耐震シェルター設置事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、耐震シェルターの設置を行いたいので、下記のとおり申請します。

なお、補助金の交付の決定のために必要があるときは、私及び私の世帯の構成員の状況について、市が住民基本台帳、戸籍台帳、固定資産台帳、外国人登録原票、建築確認申請書等の閲覧等により調査を行うことに同意します。

記

事業の概要	住宅の概要			
	所在地	松阪市		
	住宅の種類	専用住宅・併用住宅・共同住宅・長屋住宅		
	建築年月日	年 月 着工、	年 月 完成	階数 階
	延床面積	m ²		
	耐震シェルターの概要			
	商品名			
	会社名			
	工期（予定）	年 月 日 ~		年 月 日
	設置費用	円	総工事費	円
交付申請額		円		
家屋所有者の承諾	当該申請により、居住者の生命を守るため、耐震シェルターを設置することを承諾します。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> （所有者） 住所 氏名			

※添付書類

- （1）耐震シェルターの設置に要する経費の見積書等の写し
- （2）家屋所有権が確認できる書類（当該年度固定資産税納税通知書や登記簿謄本全部事項証明書の写し等）
- （3）その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

指第 号
年 月 日

様

松阪市長

印

松阪市耐震シェルター設置事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました下記の住宅に関する松阪市耐震シェルター設置事業補助金交付申請書を審査したところ、適当と認められるので、松阪市耐震シェルター設置事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 住宅の所在地 松阪市
- 3 その他 補助金交付申請書のとおり

※ この補助金の決定内容、条件などに違反したとき又は状況報告、実績報告の提出がなく、若しくは調査の拒否があったときは、この決定通知を取り消します。

年 月 日

（宛先）松阪市長

申請者
住 所
氏 名
電話番号

松阪市耐震シェルター設置事業補助金変更交付申請書

年 月 日付けで交付決定のあった松阪市耐震シェルター設置事業補助金について、下記のとおり計画変更したいので、松阪市耐震シェルター設置事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 住宅の所在地 松阪市
- 2 交付決定済額 円
- 3 変更申請額 円
- 4 補助金増減額 円
- 5 変更の理由
- 6 変更の内容
- 7 関係書類

様式第4号（第9条関係）

指第 号
年 月 日

様

松阪市長

印

松阪市耐震シェルター設置事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました松阪市耐震シェルター設置事業補助金について、下記のとおり変更し、交付することに決定したので、松阪市耐震シェルター設置事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 住宅の所在地 松阪市
- 2 交付決定済額 円
- 3 変更決定額 円
- 4 補助金増減額 円

※ この補助金の決定内容、条件などに違反したとき又は状況報告、実績報告の提出がなく、若しくは調査の拒否があったときは、この決定通知を取り消します。

（宛先）松阪市長

報告者
住 所
氏 名
電話番号

松阪市耐震シェルター設置事業補助金実績報告書

年 月 日付け指第 号により補助金交付決定の通知を受けた松阪市耐震シェルター設置事業補助金について、事業が完了しましたので松阪市耐震シェルター設置事業補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

記

- 1 住宅の所在地 松阪市
- 2 完了の年月日

書類

- (1) 工事契約書（または注文書と請書）及び領収書の写し
- (2) 耐震シェルターの設置前、設置中、設置後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

松阪市長

印

松阪市耐震シェルター設置事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった松阪市耐震シェルター設置事業補助金について、下記のとおり確定したので、松阪市耐震シェルター設置事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

- 1 住宅の所在地 松阪市
- 2 交付決定額 円
- 3 交付確定額 円

年 月 日

（宛先）松阪市長

請求者
住 所
氏 名
電話番号

松阪市耐震シェルター設置事業補助金請求書

松阪市耐震シェルター設置事業補助金として、松阪市耐震シェルター設置事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 住宅の所在地 松阪市

2 交付請求額 円

3 振込先

振込先金融機関名等	金融機関名	銀行	本店
		信金	支店
		農協	本店
		漁協	支店
	預金種類	普通 ・ 当座 （該当を○で囲む）	
	口座番号		
	フリガナ		
口座名義			

年 月 日

（宛先）松阪市長

申請者（委任者）

住 所

氏 名

電話番号

代理請求及び代理受領委任状

年 月 日付け第 号により補助金交付確定の通知を受けた松阪市耐震シェルター設置事業補助金（金 円）の請求及び受領について、下記の者に委任します。

記

受任者（設置事業者） 所在地

会 社 名

代表者名

印

（お願い）

・委任者の方へ

この委任状は、補助金の額の確定後に受任者へお渡してください。

・受任者の方へ

この委任状は、補助金を請求する際に必要となりますので、必要事項を記入し、押印の上、「松阪市耐震シェルター設置事業補助金請求書」と併せて提出してください。

様式第9号（第13条関係）

指第 号
年 月 日

様

松阪市長

印

松阪市耐震シェルター設置事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け指第 号で交付決定の通知をした松阪市耐震シェルター設置事業補助金について、松阪市耐震シェルター設置事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり交付決定を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

なお、既に交付した補助金 円については、同条第1項後段の規定により、年 月 日までに返還してください。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付済額 | 円 |
| 3 取消額 | 円 |
| 4 返還額 | 円 |
| 5 取消しの理由 | |